

○厚生労働省告示第四百四十二号

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。ただし、第二の規定は、平成二十八年四月分の動態調査から適用する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

第一 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程（昭和四十八年労働省告示第三十七号）を次のように改正する。

第二条の表中「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に、「産業安全研究所及び」を「産業安全研究所、」に改め、「平成十八年法律第二十五号」の下に「。第四条において「平成十八年整備法」という。」を、「第二条の独立行政法人産業安全研究所」の下に「及び独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する

法律（平成二十七年法律第十七号。第四条において「平成二十七年整備法」という。）附則第十四条の規定による廃止前の独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第八十一号）第二条の独立行政法人労働安全衛生総合研究所」を加える。

第四条の表中「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に、「産業医学総合研究所及び独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律」を「産業医学総合研究所、平成十八年整備法」に改め、「第二条の独立行政法人産業医学総合研究所」の下に「及び平成二十七年整備法附則第十四条の規定による廃止前の独立行政法人労働安全衛生総合研究所法第二条の独立行政法人労働安全衛生総合研究所」を加える。

第二 動態調査の調査票の様式（昭和四十八年厚生省告示第二百九十二号）を次のように改正する。
動態調査の調査票の様式を次のように改める。





(1) 保健所番号	(2) 整理番号	(3) 市区町村符号				
(4) 届出受理又は処分等年月日	年 月 日					
	1 新規開設 2 休止 3 廃止 4 再開 5 開設許可取消					
(5) 施設名	1 施設名 2 開設者 3 地域医療支援病院 4 救急告示(病院のみ)					
	6 変更 [5 診療科目(病院のみ) 6 許可病床数					
フリガナ						
(6) 施設の所在地						
(7) 開設者	01 厚生労働省 02 独立行政法人国立病院機構 03 国立大学法人 04 独立行政法人労働者健康安全機構 05 国立高度専門医療研究センター 06 独立行政法人地域医療機能推進機構 07 その他 08 都道府県 09 市町村 10 地方独立行政法人 11 日赤 12 済生会 13 北海道社会事業協会 14 厚生連 15 国民健康保険団体連合会 16 健康保険組合及びその連合会 17 共済組合及びその連合会 18 国民健康保険組合 19 公益法人 20 医療法人 21 私立学校法人 22 社会福祉法人 23 医療生協 24 会社 25 その他 26 個人	(10) 診療科目	I 01 内科 02 呼吸器内科 03 循環器内科 04 消化器内科(胃腸内科) 05 腎臓内科 06 神経内科 07 糖尿病内科(代謝内科) 08 血液内科 09 皮膚科 10 アレルギー科 11 リウマチ科 12 感染症科 13 小児科 14 精神科 15 心療内科 II 16 呼吸器外科 17 心臓血管外科 18 乳腺外科 20 気管食道外科 21 消化器外科(胃腸外科) 22 泌尿器科 23 肛門外科 24 脳神経外科 25 整形外科 26 形成外科 27 美容外科 28 眼外科 29 耳鼻いんこう科 30 小児科 31 産婦人科 32 産科 33 婦人科 III 34 リハビリテーション科 35 放射線科 36 麻酔科 37 病理診断科 38 臨床検査科 39 救急科 40 歯科 41 矯正歯科 42 小児歯科 43 歯科口腔外科	(11) 許可病床数	精神科	床
					(12) 従事者数	感染症科
(8) 地域医療支援病院	1 然 2 否					
	1 然 2 否					
(9) 救急告示	1 然 2 否					
	1 然 2 否					
(13) 社会保険診療等の状況						
1 保険医療機関 2 自由診療のみ						
(14) 備考						

注 1 新規開設の場合は、すべての項目について記入のこと。
 2 休止・廃止・再開・開設許可取消の場合は、(1)(2)(4)(5)の各項目についてのみ記入のこと。
 3 変更の場合は、(1)(2)(4)(5)の各項目及び(7)～(11)のうち変更のあった項目についてのみ記入のこと。
 この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
 この調査は、統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

第三 中小企業退職金共済法施行令第十条第二号の厚生労働大臣が指定する表（平成九年労働省告示第八十一号）を次のように改正する。

題名中「第十条第二号」を「第十一条第二項」に改める。

本則中「第十条第二号」を「第十一条第二項」に、「同号」を「同項」に改め、本則の表建設業の項中「別表第五」を「別表第六」に改め、同表清酒製造業の項中「別表第六」を「別表第七」に改め、同表林業の項中「別表第七」を「別表第八」に改める。

第四 次に掲げる告示の規定中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

- 一 厚生労働大臣の定める地域医療支援病院の開設者（平成十年厚生省告示第百五号）第六号
- 二 独立行政法人労働者健康福祉機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年厚生労働省告示第四百号）題名及び第一条
- 三 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十五年厚生労働省告示第三百六十九号）の表事業の種類の詳細の欄
- 四 医療法第六条の十一第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体（平成二十七年厚生労働省告示第三百四十三号）

第五 独立行政法人労働安全衛生総合研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納

付すべき金額を算定する基準（平成二十二年厚生労働省告示第三百九十二号）を廃止する。